

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

<一般型>

1. （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合は、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

2. （利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書・通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、前記Aと同様の方法によります。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額

は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11.(3) および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%

G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%

C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%

D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%

E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%

F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%

G 3年以上4年未満……………約定利率×80%

H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については預金証書を発行(通帳へ記帳)しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書式の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

<自動継続型>

4. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」という。)は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続いたします。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この

預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（継続後の預金については前記4.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下それぞれ「自由金利型2年定期預金（M型）」、「自由金利型3年定期預金（M型）」、「自由金利型4年定期預金（M型）」、「自由金利型5年定期預金（M型）」という。）の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、自由金利型2年定期預金（M型）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）、自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日に支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息は次のとおり取扱います。

① 自由金利型2年定期預金（M型）、自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）

と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息並びに自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）に継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書・通帳とともに提出してください。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（4）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11.（3）および（4）により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型とした場合は、6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

① 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）以外の場合

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 自由金利型3年定期預金（M型）の場合

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

③ 自由金利型4年定期預金（M型）の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

④ 自由金利型5年定期預金（M型）の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

（5）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. （中間利息定期預金）

（1）中間利息定期預金の利息については、前記5.の規定を準用します。

（2）中間利息定期預金については、預金証書を発行（通帳へ記帳）しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書式の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印してください。通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

以 上

※この他「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」をご参照ください。

金利優遇定期預金〔自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）〕

<一般型>

1. （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合は、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

2. （利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書・通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、前記Aと同様の方法によります。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額

は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11. (3) および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 1年未満……………解約日における普通預金の利率
- B 1年以上3年未満……………約定利率×20%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 1年未満……………解約日における普通預金の利率
- B 1年以上3年未満……………約定利率×20%
- C 3年以上4年未満……………約定利率×30%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 1年未満……………解約日における普通預金の利率
- B 1年以上3年未満……………約定利率×20%
- C 3年以上5年未満……………約定利率×30%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 1年未満……………解約日における普通預金の利率
- B 1年以上3年未満……………約定利率×20%
- C 3年以上5年未満……………約定利率×30%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については預金証書を発行(通帳へ記帳)しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書式の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

<自動継続型>

4. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」という。)は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続いたします。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下(1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(継続後の預金については前記4.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金(以下それぞれ「自由金利型2年定期預金(M型)」、「自由金利型3年定期預金(M型)」、「自由金利型4年定期預金(M型)」、「自由金利型5年定期預金(M型)」という。)の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証

書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、自由金利型2年定期預金（M型）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）、自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日に支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

（2）この預金の利息は次のとおり取扱います。

① 自由金利型2年定期預金（M型）、自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息並びに自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）に継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書・通帳とともに提出してください。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこ

の預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

① 自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)以外の場合

A 1年未満……………解約日における普通預金の利率

B 1年以上3年未満……………約定利率×20%

② 自由金利型3年定期預金(M型)の場合

A 1年未満……………解約日における普通預金の利率

B 1年以上3年未満……………約定利率×20%

③ 自由金利型4年定期預金(M型)の場合

A 1年未満……………解約日における普通預金の利率

B 1年以上3年未満……………約定利率×20%

C 3年以上4年未満……………約定利率×30%

④ 自由金利型5年定期預金(M型)の場合

A 1年未満……………解約日における普通預金の利率

B 1年以上3年未満……………約定利率×20%

C 3年以上5年未満……………約定利率×30%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記5.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行(通帳へ記帳)しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
- ③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書式の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印してください。通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

以 上

※この他「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」をご参照ください。

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

<一般型>

1. （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合は、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

2. （利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、前記Aと同様の方法によります。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11.（3）および（4）により解約する場合に

は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

<自動継続型>

3. （自動継続）

（1）自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. （利息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下（1）および（2）にお

いて同じ)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(継続後の預金については前記3.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金(以下それぞれ「自由金利型2年定期預金」、「自由金利型3年定期預金」、「自由金利型4年定期預金」および「自由金利型5年定期預金」という。)の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 自由金利型2年定期預金、自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 前記①以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書・通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数あ

る場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{365}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{365}$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

※この他「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」をご参照ください。

期日指定定期預金規定（スーパー期日）

<一般型>

1. （預金の支払時期等）

（1）期日指定定期預金（以下「この預金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合は、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

（2）満期日は、この預金の全部または一部支払いについて預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

（3）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（4）指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとしたします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. （利息）

（1）この預金の利率は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満……証書記載の「2年未満」の利率

② 2年以上……証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11.（3）および（4）により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヶ月未満……解約日における普通預金の利率

- ② 6ヶ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6ヶ月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6ヶ月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

<自動継続型>

3. (自動継続)

(1) 自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」という。)は、証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続いたします。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部支払いについて預入日の1年後の応当日(据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(後記(2)により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額につい

て、また、前記（2）により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

5. （利息）

（1）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満……証書記載の「2年未満」の利率

② 2年以上……証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

（2）継続後の預金の利息についても前記（1）と同様の方法で計算します。

（3）継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

（4）指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（5）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11.（3）および（4）により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヶ月未満……解約日における普通預金の利率

② 6ヶ月以上1年未満……2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6ヶ月未満……2年以上利率×50%

④ 1年6ヶ月以上2年未満……2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6ヶ月未満……2年以上利率×70%

⑥ 2年6ヶ月以上3年未満……2年以上利率×90%

（6）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

※この他「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」をご参照ください。

積立定期預金規定

1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記4.(2)により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 前記(1)の適用利率×50%

③ 1年以上3年未満 前記(1)の適用利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (解約、書替継続等)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により

記名押印して通帳とともに、当店に提出してください。

(2) 通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定11. (3)および(4)の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

以 上

※この他「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」をご参照ください。

定期積金規定（スーパー積金）

1. （掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」という。）は証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書・通帳を持参してください。

2. （給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日後に給付契約金を支払います。自動解約入金方式の場合は、証書記載の満期日に自動的に解約し、あらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

3. （払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。

4. （給付補てん金等の計算）

(1) この積金の給付補てん金は証書・通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、後記③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合並びに「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11. (3) および(4)により解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、後記③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③前記①および②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。

A ①の場合は満期日までの期間が、②の場合は解約日までの期間が、初回払込日から1年未満のものは解約日における普通預金の利率

B ①の場合は満期日までの期間が、②の場合は解約日までの期間が、初回払込日から1年以上のものは約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨てます。この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率。）

④この計算の単位は100円とします。

5. （先払割引金の計算等）

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、当組合所定の先払い日数以上のものに限ります。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

6. (満期日以後の利息)

満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

以 上

※この他「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」をご参照ください。